

自動販売機設置及び管理業務委託に係る仕様書

1. 設置場所及び台数・販売品目

A グループ 販売品目：缶・ペット飲料 設置台数：8台

正面玄関横	1階中央トイレ横	外来棟2階採血室前	OP室・ICU前
病棟3階食堂	病棟4階食堂	病棟5階食堂	病棟6階食堂

B グループ 販売品目：缶・ペット飲料（職員用） 設置台数：3台

（職員用）地下1階ピロティ	（職員用）病棟2階医局前	（職員用）職員更衣室前
---------------	--------------	-------------

C グループ 販売品目：コーヒーカップ飲料 設置台数：3台

正面玄関横	1階中央トイレ横	OP室・ICU前
-------	----------	----------

D グループ 販売品目：紙パック飲料 設置台数：1台

1階中央トイレ前

2. 販売実績

別添「院内自動販売機販売実績」参照

3. 契約期間

2025年8月1日から2028年7月31日まで（自動更新無し）

4. 設置業者の費用負担

(1) 設置及び撤去の際の現状復帰に係る費用一式（契約期間内の撤去も含む）

※電源工事・水道工事が必要な場合の費用も設置業者の負担とする。

(2) 光熱水費

・電気代金 1ヶ月3,000円/台（飲料缶販売機・カップ販売機・紙パック販売機）

・水道代金 1ヶ月1,000円/台（カップ販売機のみ）

※納付については、1会計年度（4月から3月）の使用金額を請求書記載の期日までに一括で納付する。

※金額は税抜金額

※初年度の納付は8月、以後は毎年4月に納付する。

※契約期間の光熱水費は、上記イ記載の金額となります。なお、契約開始日から営業開始できなかった場合でも、費用は初日から発生します。また、契約期間内に契約を解除するような場合においても返金には一切応じません。

(3) その他、設置及び運用に係る費用（空き缶等回収ボックスや収集・廃棄・自動販売機回りの清掃に係る費用等）

(4) 許認可等に係る費用。

(5) 自動販売機設置・運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用。

5. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置委託を受ける者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ 現在自動販売機が設置してある場所に設置できる大きさの販売機。

＊各々の場所の設置事業者決定後、病院と協議の上決定する

②デザイン（外観色を含む。）病棟・外来に設置する自動販売機は周辺環境に配慮したユニバーサルデザイン機とする。ただし、職員用・紙パック飲料販売機・カップ式自動販売機はこの限りでない。

③電子マネーに対する対応

ア 設置する自動販売機は電子マネーに対応した販売機を希望する。設置場所については設置業者決定後、病院と協議の上決定する。

イ 使用出来る電子マネーの種類については設置業者決定後、病院と協議の上決定する。

④災害時に自販機の飲料を取り出す事ができる災害救援機を希望する。

⑤貨幣・紙幣の改鋳・改刷があった場合は、自動販売機での使用が可能となるよう速やかに対応する。

(2) 環境対策

①省エネ「照明の自動点滅・減光」、「LED照明」いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」「ゾーン冷却・加温機能」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

①転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

ア 原則として、自動販売機1台に2個の割合で自動販売機脇に設置する（ペットボトル用と缶・ビン用を分別するため2台設置する）。

イ カップ・紙パック飲料は専用の回収ボックスを設置する。

ウ 設置場所については、設置業者決定後、病院と協議の上場所・設置台数及び使用済み容器の回収方法を決定する。

②回収ボックスの規格

ア 素材 金属製又はプラスチック製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ周囲に散乱しないよう十分な収容容積とする。

ウ その他 収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

エ 回収ボックスは年に1回新規のボックスに交換する。

③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う、フルサービス、フルオペレーション方式で商品を販売する。

②設置業者において、商品の品切れ防止や消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動や販売促進活動を行う。

③設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、利用者からのクレーム・故障等には即時対応する。

④故障時の連絡先を自動販売機に大きく明記する。

6. 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料とする。販売する商品に関しては設置業者決定後病院と協議の上決定する。

(2) 価格 標準販売価格（定価）とする。

但し、職員専用機については、定価より一律30円引きで販売すること。

7. 販売手数料

設置事業者が当院に支払う販売手数料は、グループごとの設置自動販売機に係る売上の総合計額に手数料率を乗じたものとする。

注意 入札書には手数料率を記載する。

8. 報告義務

毎月の販売数量、売上金額、販売手数料を記載した報告書を作成し、原則として翌月初旬までに病院へ報告する。

*販売手数料の病院への入金方法については、業者決定後病院と協議する。

9. 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ①毎月の販売数量、売上金額、販売手数料を記載した報告書の内容に虚偽の記載があったとき。
- ②設置業者の諸般の事情変化により事業運営が確実に履行できないと判断したとき。
- ③著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと病院が判断したとき。

10. 自己都合による解除

設置業者の自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は、事前に書面により病院に通知し、病院の指示する方法により、業務を解除することができる。

11. 事故責任

公立学校共済組合関東中央病院の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

12. 商品等の盗難及び破損

- ① 公立学校共済組合関東中央病院の責に帰することが明らかな場合を除き、公立学校共済組合関東中央病院はその責を負わない。
- ② 設置業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13. その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。